

令和 7年 2月 7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

前橋市長 小川 晶

市町村名 (市町村コード)	前橋市 (10201)
地域名 (地域内農業集落名)	南部地区 (中内、東善、山王、両家、矢田、西善、公田、横手、竜門、阿内宿、寺家、矢島、鶴光路、 新堀、下阿内、力丸、徳丸、房丸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月19日 令和6年12月2日 (第1回) (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計94.6ha、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計63.1haとなっているため、新たな担い手の確保が必要である。  
・地区内の遊休農地や後継者がいない農家の農地を集落営農法人や認定農業者が借り受ける流れができているが、担い手のなかでも労働力不足が問題となっている。  
・若手の農業者が少なく、将来的に担い手の高齢化により後継者不足が見込まれる。  
・地域インフラ(水路および圃場周辺道路)の維持・管理を担う人材が不足しており、農地を集約している担い手の負担が大きく、維持・管理を行う人材の確保が地域全体の問題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農法人が多い地区のため、水田利用の集約化は進んでいるが、畑作利用の集約化の検討を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	648.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	548.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内農地及び農振農用地区域外農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手間の協同作業体制を推進し、労働力不足の解消に取り組むとともに、担い手への集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
前橋市農地利用最適化推進委員会を中心に、農地の貸し手が安心できる施策があることを周知する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は実施済みだが、今後担い手から要望があった場合は農地中間管理機構関連農地整備事業により農用地の大区画化等の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農地所有者で他職種から定年退職となる人材を集落営農法人の後継者として指導・育成する。 地域の集落営農法人、認定農業者、関係機関で連携し、認定新規就農者等の若手農業者を育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等は、農作業の受委託に努めるとともに、農業者の組織化の推進に取り組むものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③比較的広い圃場を生かし、ドローン及び自動操舵システム等のスマート農業が行われている。